

久喜市地域公共交通利便増進実施計画（案）に対する 意見募集の実施結果（案）

久喜市地域公共交通利便増進実施計画（案）に対する意見募集を実施したところ 2 件の意見が提出されましたので、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

意見提出期間	令和 7 年 12 月 18 日～令和 8 年 1 月 16 日
意見件数	2 人 2 件

○提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等

番号	意見の概要	市の考え方	計画案への反映
1	<p>東循環の一日発車数が、12 便から 11 便に減らされるということだが、今は 10 時台が無く、その分を含めて時間調整をするということによろしいでしょうか。</p> <p>ただ減らされるだけでは、使う側からしたら不便になり、減便は阻止したいが、10 時台を含めて時間調整するなら賛同します。</p>	<p>久喜市地域公共交通利便増進実施計画案では、令和 6 年度に作成した「久喜市地域公共交通計画」で整理した公共交通の課題を踏まえたコミュニティバスの基本方針を定め、当該方針に基づき各系統の便数を定めています。</p> <p>ご意見のコミュニティバスの時刻表については、本計画が国に認定されましたら、令和 8 年度において具体的に検討する予定です。</p> <p>なお、時刻表の検討に当たっては、各系統における便の間隔や運転手の休憩時間が適切に確保できるようなダイヤとなるように検討していきます。</p>	原案どおり
2	<p>鷲宮福祉センターが来年 3 月をもって閉鎖されますが、新ごみ処理施設にできるという福祉センターに行く足がありません。</p> <p>鷲宮地区の方が利用できるよう、旧福祉センター方面に停留所を作るようルートを考え直して欲しい。</p> <p>ルートを鷲宮地区へ延ばしてください。</p> <p>現在福祉センターを利用している</p>	<p>鷲宮福祉センターについては、同センターの廃止後に利用団体が近隣の施設で活動を継続できるよう、移動手段を含め担当部局で検討しています。</p> <p>なお、令和 6 年度に策定した「久喜市地域公共交通計画」では、公共交通ネットワークの考え方において、多様な交通手段を乗り継ぐことを基本とするとともに、骨格</p>	原案どおり

<p>高齢者の利便も増進してください。</p>	<p>である幹線システム（鉄道、路線バス）とそれを補完する支線システム（市内循環バス、タクシー等）に機能区分し、これらの交通ネットワークと駅、拠点バス停などの交通結節点が一体的に機能するように全体として整合性のとれた交通ネットワークの形成を目指すこととしています。</p> <p>ご意見の市内循環バスの更なる延伸については、鷺宮地区では幹線である路線バス、支線である市内循環バスが一部に乗り入れていること、また、デマンド交通（くきまる）やくきふれあいタクシー（補助タク）を運行しており、目的地や利用時間帯等に応じた交通手段を選択いただけることから、原案のとおりとします。</p>	
-------------------------	---	--

【問い合わせ】

交通住宅課 交通係

電話 0480-22-1111 内線 2631、2634

kotsu@city.kuki.lg.jp